

令和4年度第1回 野田市消防委員会

令和5年2月14日（火）
午前10時30分から
市役所低層棟4階委員会室

1 開 会

2 市長挨拶

3 委員紹介

4 事務局職員紹介

5 議 事

(1) 野田市消防委員会のこれまでの経緯について（報告）

(2) 消防団の処遇改善について（諮問）

(3) 消防団の処遇改善について（検討）

(4) 今後の市内消防操法大会のあり方について（報告）

(5) 機能別消防団員等について（報告）

(6) 消防概況について（報告）

(7) その他

6 閉 会

野田市消防委員会委員名簿

任期 令和3年10月1日から令和5年9月30日まで

敬称略

選出	氏名	所属団体等
学識経験者	隈本 邦彦	江戸川大学 教授
	関根 和弘	京都橘大学 教授
	深井 芳人	元 野田市消防長
消防関係者	逆井 健一	野田市消防団 団長
	伊藤 節夫	野田市消防団 副団長
	山本 和広	野田市消防防災協会 会長
野田市医師会を代表する者	小張 力	小張総合病院 理事長
野田市赤十字奉仕団を代表する者	秋山咲智子	野田市赤十字奉仕団 委員長
	横川 栄子	野田市赤十字奉仕団 副委員長
野田市女性団体連絡協議会を代表する者	石原 和子	野田市女性団体連絡協議会 理事
野田市自治会連合会を代表する者	市原 康雄	二ツ塚自治会 会長
	原口 立	目吹1区自治会 会長
消防長	菅野 透	消防長
公募委員	宮内 彦行	元松戸市消防局勤務
	土屋 孝	元企業統括防火管理者

(1) 野田市消防委員会のこれまでの経緯について

開催日	議事事項	摘要	
令和元年度	8月16日	1 委員長及び副委員長の選出	委員長に隈本邦彦委員、副委員長に関根和弘委員が選出されました。
		2 消防概況について（報告）	消防本部及び消防団の概況（組織概要、災害件数、職員数、団員数等）について、事務局より説明しました。
		3 消防の課題について	消防の諸課題である①消防団員確保の取組 ②消防団組織の在り方 ③消防団車両及び消防団器具置場について、事務局より説明し、意見を求めました。
		4 消防組織検討会について	消防職員8名、消防団員8名を委員に指名するとともに、会長に内藤浩幸委員、副委員長に佐塚和昭委員を指名しました。
		5 今後の流れについて	今後の消防委員会の開催予定について、事務局より説明しました。
	12月18日	1 消防の課題に対する優先順位について	消防団、常備消防ごとに課題に対する優先順位を検討しました。
		2 救急件数の増加等に伴う組織や出動体制の在り方について（諮問）	市長より、救急件数の増加などに伴う組織や出動体制の在り方について、諮問がありました。
		3 救急件数の増加等に伴う組織や出動体制の在り方について（検討）	諮問を受け、救急件数の増加等の課題を整理し、対応案（交替要員の配備、日勤救急隊の配備、救急隊の専従化の3案）を検討し、方針を決定しました。
	2月10日	1 救急件数の増加等に伴う組織や出動体制の在り方についての答申案について	対応案について検討し、答申案を決定しました。
		2 答申書の提出	救急件数の増加等に伴う組織や出動体制の在り方について、日勤救急隊の編成、運用開始及び救急隊の専従化を答申しました。
3 消防団員の確保について		消防団員の確保策について検討しました。	
4 その他		消防委員会委員の経歴の変更について、事務局より説明しました。	
令和2年度	8月18日	1 消防団の現状と課題について	消防団員数の推移や年報酬や出動手当の課題について、事務局より説明しました。
		2 消防組織検討会委員の一部変更について	委員に消防団退団者が出たため、新たに宮澤達也委員を指名しました。
	2月1日	日勤救急隊の運用を開始しました。	日勤救急隊の運用を開始するため、消防署の組織及び事務分掌に関する規程の一部を改正し、消防署に日勤救急係を新設しました。
令和3年度	4月1日	消防団員定数を860人から720人に変更しました。	各分団の実情を勘案し、現状に近い団員定数とするため、野田市消防団条例の一部を改正しました。
	11月5日	1 委員長及び副委員長の選出について	委員長に隈本邦彦委員、副委員長に関根和弘委員が再任されました。
		2 消防概況について（報告）	消防本部及び消防団の概況（組織概要、災害件数、職員数、団員数等）について、事務局より説明しました。
		3 野田市消防団分団（部）の統合について	団員数が4名の分団の統廃合について検討しました。
		4 消防団員の処遇改善について	出勤回数、出動手当について、消防組織検討会で検討することを決定しました。
		5 消防組織検討会について	消防職員8名、消防団員8名を委員に指名するとともに、会長に片野剛委員、副委員長に佐塚和昭委員を指名しました。
6 その他	次回の消防委員会の日程について、事務局より説明しました。		
令和4年度	4月1日	野田市学生消防団活動認証制度を創設しました。	大学等へ在学中に消防団員として功績を挙げた者の就職活動を支援し、在学中の消防団員の意識の高揚及び消防団活動の活性化を図ることを目的に、野田市学生消防団活動認証制度実施要綱を制定しました。（令和5年2月1日現在 認証した団員 1人）

(3) 消防団の処遇改善について (概要)

1 各種出動の回数や人数について

出動区分	種別	回数	人数	内容
災害出動	火災	—	—	火災による出動
	風水害	—	—	風水害による出動 地域防災計画及び団長との協議による
	その他の災害	—	—	上記以外の災害出動
訓練出動	消防団行事	—	—	消防団年間行事予定表による出動
	機械器具点検	1 (月)	5 人以内	警戒等と併せて毎月実施
	基礎訓練	3 (年)	—	各分団の不足部分を補う訓練
	操法訓練		—	
警戒出動	通常警戒	4 (年)	5 人以内	6 月～9 月に各 1 回管轄地区の警戒
	特別警戒	3 (月)	5 人以内	火災予防週間、年末年始及び乾燥期間中の警戒
	誤報による出動	—	—	誤報による出動
その他の出動	消防団幹部会議	2 (年)	—	消防団年間行事予定表による会議
	方面隊会議	4 (年)	—	四半期ごとに 1 回
	分団による会議	2 (年)	—	分団内での周知・伝達等

2 出動手当について

現行 (費用弁償)

区分	支給要件	費用弁償
災害出動	水火災又は災害の予防、鎮圧若しくは軽減に従事した者	1 回につき 2,270 円
訓練出動	各種消防訓練に従事した者	1 回につき 2,270 円
警戒出動	水火災又は災害の警戒に従事した者	1 回につき 2,270 円



改正案 (出動報酬)

区分	支給要件	出動報酬
災害出動※1	水火災又は災害の予防、鎮圧若しくは軽減に従事した者	1 回 4 時間以上 8,000 円 1 回 4 時間未満 4,000 円
訓練出動	各種消防訓練に従事した者	1 日 2,500 円
警戒出動	警戒に従事した者	1 日 2,500 円
その他の出動	会議に従事した者※2	1 日 2,500 円

※1：災害の活動時間が 8 時間を超えたときの報酬は、その後 4 時間を経過するごとに、4,000 円を加算する。

※2：会議を開催した場合は、会議内容及び結果報告 (任意様式) を消防本部総務課へ提出する。

(3) 消防団の処遇改善について

1. 災害出動について

(1) 活動時間について

現行	改善案
<p>①災害出動の活動時間は、定めていません。 ②出動手当は、費用弁償として、1回につき2,270円支給しています。</p>	<p>①1日の労働時間は8時間とし、4時間を半日として手当を支給します。 ②令和5年度からは、出動報酬として4時間以上は1回あたり8,000円、4時間未満は1回あたり4,000円とし、8時間を超えた場合は、4時間経過するごとに4,000円を加算して支給します。 ③出動した分団は、活動終了後、出動報告書を指揮本部に提出することを継続します。 ④活動時間は、覚知から災害現場での指揮本部が指示する解散時間までを原則としますが、各分団から提出される出動報告書に記載された活動内容を考慮します。 ⑤出動報告書に、終了時間の欄に解散時間を記載します。</p>

(2) 各分団の出動について

現行	改善案
<p>①火災等の出動は、「消防団火災等出動区域指定表」に基づき災害メールにより発生場所を確認し、出動区域の管轄分団は出動しています。 ②手当は、車両の出動があった場合のみ対象とし、待機の場合は、対象外としています。</p>	<p>①令和3年2月より実施している「消防団火災等出動区域指定表」により出動することを改めて説明し、指定表に基づく出動及び応援区域の場合は、消防本部からの要請に基づき出動することを徹底します。 ②出動手当は、災害業務に従事した場合に支給するもので、分団器具置場に参集し、待機となった場合、現行では支給対象としていませんが、処遇改善を図るため、警戒出動扱いとして支給します。また、応援区域での待機となった場合も同様とします。 ③誤報の場合も、待機と同様とします。ただし、出動区域以外の場合は、支給対象とはしません。 ④消防本部からの要請がなく、出動区域外に出動した場合には出動手当は支給しません。</p>

2. 訓練出動について

(1) 活動時間について

現行	改善案
<p>①訓練出動の活動時間は、定めていません。 ②出動手当は、費用弁償として、1回につき2,270円を支給しています。</p>	<p>①操法大会訓練を除く訓練出動の活動時間は、分団により差が生じているため、各分団の判断とします。 ②各分団の負担軽減を図り、出動回数を少なくするため、機械器具点検は、他の出動と併せて実施することとします。 ③令和5年度から出動報酬として1日につき2,500円を支給します。 ④訓練出動と警戒出動を併せて実施した場合、出動報酬はいずれか一方とします。</p>

(2) 出動回数及び人数について

①機械器具点検について

現行	改善案
<p>①機械器具点検は、回数、人数の制限はしていません。 ②機械器具点検は、消防団規則において、月1回以上実施すると規定されています。</p>	<p>①機械器具点検は、消防団規則を改正し、毎月必ず1回実施することとします。 ②機械器具点検は、負担軽減のため、他の出動と併せて実施します。 ③機械器具点検の項目を明確にするため、出動報告書の様式を変更し、機械器具点検の項目を追加します。 ④警戒出動と併せて実施する場合は、1回あたりの人数は、負担軽減のため、車両に乗車可能な人数(5人)以内とします。 ⑤水利の位置確認は、野田市消防本部デジタルマップの活用を積極的に推進します。</p>

(3) 消防団の処遇改善について

②基礎訓練について

現行	改善案
<p>①基礎訓練は、回数、人数の制限はしていません。 ②出動手当は、費用弁償として、1回につき2,270円支給しています。</p>	<p>①各分団より要望があり令和4年度から実施した機関運用訓練は、好評を得ていることから水出し訓練として今後も継続します。 ②基礎訓練は、消防団の年間行事計画に基づき実施する訓練以外に、各分団で不足する部分を補うことを目的に実施する規律、ポンプ運用、機械器具取扱い、放水の各種訓練であり、各分団の負担軽減を図るため、基礎訓練は、年3回以内とし、年間計画に基づき実施します。 ③基礎訓練は、回数、内容とも分団により差があり、基本的に訓練は分団全員参加で実施することから人数制限は行いません。 ④方面隊全体での訓練実施を提案します。その際には、指導員を派遣することを併せて提案します。 ⑤令和5年度から出動報酬として1日につき2,500円を支給します。</p>

3. 警戒出動について

(1) 通常期の警戒出動について

現行	改善案
<p>①警戒出動は、回数、人数の制限はしていません。 ②出動手当は、費用弁償として、1回につき2,270円支給しています。 ③負担軽減のため、方面隊で分担して警戒を行うよう要請しています。</p>	<p>①警戒出動は、消防団の年間行事予定を考慮し、4月から9月までと11月から3月に分け、4月から9月は、実施する月を定め、11月から3月は、春秋の火災予防週間、年末年始、乾燥期を考慮し、実施回数の上限を設定します。 ②4月から9月は、全分団が参加する消防団の行事予定のない6月～9月に月1回実施します。なお、実施する際には機械器具点検と併せて実施します。 ③11月から3月は、春秋の火災予防週間、年末年始及び乾燥期であることを考慮し、各々3回以内で実施し、回数は分団の判断とします。なお、うち1回は機械器具点検と併せて実施します。 ④1回あたりの人数は、負担軽減のため、車両に乗車可能な人数(5人)以内とします。 ⑤警戒出動の活動時間は、管轄区域の広さの違いにより、分団により差が生じているため、各分団の判断とします。</p>

(2) 火災予防週間及び年末年始以外の警戒出動について(台風、大雨及び洪水等の場合)

現行	改善案
<p>①台風、大雨及び洪水等での警戒出動が必要になった場合は、地域防災計画及び団長との協議に基づき、各方面隊を通じ各分団へ要請しています。 ②出動手当は、費用弁償として、活動時間に関係なく、1回につき2,270円を支給しています。</p>	<p>①現行のとおりとします。 ②令和5年度からは、出動報酬として4時間以上は1回あたり8,000円、4時間未満は1回あたり4,000円とし、8時間を超えた場合は、4時間経過するごとに4,000円を加算して支給します。</p>

(3) 消防団の処遇改善について

4. 消防団が開催する会議について

現行	改善案
<p>①消防団の実施する会議は、年間2回実施している消防団の幹部会議、各方面隊が四半期ごとに実施している方面隊の会議を訓練の一環として出動手当の対象としますが、各分団ごとに実施している会議は、出動手当の対象とはしていません。</p> <p>②各方面隊が四半期ごとに実施している方面隊の会議は、会議結果の報告を求めているため、消防本部では会議の内容を把握していません。</p> <p>③令和3年度に実施したアンケート調査及び令和4年度第1回消防組織検討会後の各方面隊がとりまとめた意見では、各分団が実施する会議についての意見はなかったものの、機械器具点検及び警戒出動時を5人以内とすることは、団員同士のコミュニケーションづくりが出来ないとの意見が出されています。</p> <p>④近隣市では、消防団幹部から分団長まで参加する会議が年に数回開催されていますが、野田市では毎年度4月に開催している千葉県消防協会東葛飾支部野田分会総会のみとなっています。</p> <p>⑤消防団の幹部会議及び各方面隊の会議は、訓練出動扱いとし、出動手当は、費用弁償として1回につき2,270円を支給しています。</p>	<p>①消防団幹部会議、各方面隊が実施する会議も引き続き手当の対象とします。各方面隊が実施する会議は、会議結果の報告を求めます。</p> <p>②消防本部及び消防団幹部から各分団の周知、伝達事項を分団長から各団員への説明を行うために各分団が実施する会議も、手当の対象とし、年2回以内で実施します。併せて、方面隊の会議と同様に会議結果の報告を求めます。</p> <p>③消防団幹部会議、各方面隊が実施する会議、各分団が実施する会議とも、その他の出動報酬として、1回あたり2,500円を支給します。</p>

5. 機関員報酬の廃止について

現行	改善案
<p>①機関員は各分団から機関員分担報告書に基づき、各分団2名体制となっています。</p> <p>②報告書には、自動車運転免許証の写しを添付させ、免許証の種類、有効期間を管理しています。</p> <p>③1名に年額2,300円支給しています。</p> <p>予算措置は各分団2名×56分団 (257,600円)</p>	<p>①機関員報酬は、主に各分団配備の消防車を運転することから、年報酬に加算して支出していますが、消防車は、機関員以外でも運転可能としたことから、機関員報酬については、廃止します。</p> <p>②各分団より要望があり、令和4年度実施した機関運用訓練は、操法指導の中で水出し訓練として実施します。</p>

(3) 消防団の処遇改善について（年間スケジュール）（案）

月	月の主な行事等	災害出動	警戒出動		機械器具点検		訓練出動			会議				
			実施の有無	回数	実施の有無	実施時	基礎訓練	市内操法大会出場分団	市内操法大会出場辞退分団	幹部会議	方面隊会議	分団会議		
								回数	回数					
4月	消防団規律訓練、千葉県消防協会東葛飾支部野田分会総会・理事会、新入団員研修	消防団火災等出動区域指定表に基づき出動する。	—	—	○	規律訓練時に実施（1回）	○	—	—	—	○ 四半期毎 に1回	○ 年2回		
5月	野田市水防演習		—	—	○	水防演習時に実施（1回）		—	—	—				
6月	(財)千葉県消防協会東葛飾支部消防操法大会		○	1回	○	警戒巡回前に実施（1回）	○	—	—	—				
7月	千葉県消防操法大会		○	1回	○	警戒巡回前に実施（1回）		7月から11月までの間に16回（週2回×8週）実施する。うち、2回は常備消防の操法指導を受け、11月に水出し訓練を1回実施する。	7月から11月までの間に常備消防の操法指導を2回受け、11月に水出し訓練を1回実施する。	○ (1回)	○ 四半期毎 に1回			
8月	消防団幹部会議		○	1回	○	警戒巡回前に実施（1回）	—						—	—
9月	消防団救命講習会		○	1回	○	警戒巡回前に実施（1回）	○						—	—
10月	消防団長特別点検		—	—	○	団長特別点検に実施（1回）	—	—	—	—	—		○ 四半期毎 に1回	
	野田市総合防災訓練													
11月	消防救急フェア		○ 秋の火災予防運動	3回以内	○	警戒巡回前に実施（1回）	—	—	—	—	—		—	
	野田市消防団消防操法大会													
12月	消防団員健康診断		○ 年末警戒	3回以内	○	警戒巡回前に実施（1回）	—	—	—	—	—		—	
1月	野田市消防出初式		○ 年始警戒	3回以内	○	警戒巡回前に実施（1回）	—	—	—	—	—		—	
2月	消防団幹部会議	○ 乾燥期警戒	3回以内	○	警戒巡回前に実施（1回）	—	—	—	—	○ (1回)	○ 四半期毎 に1回			
3月	千葉県消防大会	○ 春の火災予防運動	3回以内	○	警戒巡回前に実施（1回）	—	—	—	—	—	—			

年間19回以内 月1回 年間3回以内 年間2回 年間4回 年間2回以内

※月の主な行事等は、決定ではありませんので、変更になる場合があります。

※災害出動は、消防団火災等出動区域指定表に基づく出動とします。

※警戒出動は、6月から9月は月1回、11月から3月は月3回以内とします。

※機械器具点検は、他の出動と併せて実施することとします。機械器具点検を単独で実施した場合は出動手当（令和5年度以降は出動報酬）の支給対象外となります。

※基礎訓練は年間計画に基づき年3回以内とします。

※市内消防操法大会に出場する分団の訓練回数は、7月から11月までの間に16回以内とします。うち、2回は常備消防の操法指導を受け、11月に水出し訓練を1回実施します。

※市内消防操法大会の出場を辞退する分団は、7月から11月までの間に常備消防の操法指導を2回受け、11月に水出し訓練を1回実施します。

※方面隊の会議及び分団の会議は、会議結果の概要を出動報告書に添付し提出することとします。

※(財)千葉県消防協会東葛飾地区消防操法大会に出場する分団の訓練回数は24回以内とします。（期間は1月から6月までの6月間）

消防団火災等出動区域指定表

令和3年2月20日施行

【建物火災】

- ・建物火災については、各方面隊の出動区域に管轄分団（部）が出場するものとする。（災害メールにより発生場所確認）
- ・火災現場では現場指揮本部と連絡を密にし、常備消防と連携して活動するものとする。

方面隊	管轄分団	出 動 区 域 (大字・字)
中央方面隊	第1分団～第7分団	野田、上花輪、中野台、堤台、座生、中野台鹿島町、上花輪新町、清水、桜の里一丁目・二丁目・三丁目、清水公園東一丁目・二丁目、つつみ野一丁目・二丁目
	第8分団～第12分団	目吹、金杉、鶴奉、柳沢、宮崎、横内、中根、大殿井
南方面隊	第13分団～第15分団	山崎、今上、桜台、桜木、花井、花井一丁目、堤根、山崎貝塚町、山崎梅の台、山崎新町、みずき一丁目・二丁目・三丁目・四丁目
	第16分団～第18分団	三ツ堀、瀬戸、木野崎、上三ヶ尾、下三ヶ尾、西三ヶ尾、二ツ塚
北方面隊	第19分団～第21分団	岩名、岩名一丁目・二丁目、五木、谷津、吉春、五木新田、蕃昌、五木新町、七光台、春日町、谷吉、日の出町、泉三丁目、光葉町
	第22分団～第24分団	船形、中里、尾崎、東金野井、小山、薙打、尾崎台、泉一丁目・二丁目、長谷
関宿方面隊	第25分団～第26分団	関宿台町、関宿町、関宿江戸町、関宿元町、関宿内町、はやま、新田戸、西高野、東高野、関宿江戸町飛地、関宿元町飛地、平成、関宿三軒家、桐ヶ作
	第27分団～第28分団	中戸、柏寺、中戸谷津、古布内、親野井、次木、東宝珠花、平井、木間ヶ瀬のうち新宿・岡田・丸井・岡田新田
	第29分団～第30分団	木間ヶ瀬のうち小作・松ノ木・砂南・内野堤根・出州、メ切・上納谷・木間ヶ瀬新田・志部前堀・下根・大山・向ノ内・鴻ノ巣・羽貫・前村・飯塚・武者土・高倉

【その他の火災（建物火災以外）】

- ・その他の火災については、当該分団（部）が出動するものとし、消防本部、消防団幹部、各方面隊幹部の要請で隣接分団（部）が出動する。

【応援出動】

- ・出動区域外への応援出動は、消防本部、消防団幹部、各方面隊幹部の要請で下表のとおり出動し、必要に応じて署所への待機を指示することもある。
- ・管轄区域外に応援出場した際は、管轄区域の方面隊の指揮下に入るものとする。
- ・災害の状況に応じ、分団（部）を増強して出動させる。

方面隊	分団	応援出動先	方面隊	分団	応援出動先
中央方面隊	1分団	中央方面隊及び南方面隊区域	北方面隊	19分団	北方面隊区域
	2分団			20分団	
	3分団	中央方面隊区域		21分団	
	4分団	中央方面隊及び南方面隊区域		22分団	
	5分団	中央方面隊及び救助活動を要する区域		23分団	
	6分団	中央方面隊区域		24分団	
	7分団		関宿方面隊	25分団	関宿方面隊区域
	8分団			26分団	
	9分団			27分団	
	10分団			28分団	
	11分団			29分団	
	12分団	30分団			
南方面隊	13分団	南方面隊区域			
	14分団				
	15分団				
	16分団				
	17分団				
	18分団				

(4) 今後の市内消防操法大会のあり方について

例年 5 月下旬に行われる市内操法大会について、4 月 5 月に集中する消防団行事から消防団の負担を分散するため、実施時期及び方法の変更を図るものです。

1 消防操法の意義

消防操法は、消火活動における最も基本となる操作を集約したものです。消防操法と併せて実践的な訓練を行うことで、より能率的に技術の体得ができます。

2 現在の課題と問題点

- ① 野田市消防団は 4 月に規律訓練・水出し訓練、5 月に水防演習・操法大会のほか、操法大会出場分団は週に数回の操法訓練を実施しており、春先に負担が集中しています。
- ② 消防団にアンケート調査を行ったところ、操法大会を中止するという意見が約 7 割から出ています。
- ③ 今年度の「野田市総合防災訓練」で消防団が火災防ぎょ訓練を行い、その中に操法大会未経験者が数名おりました。事前訓練を行うと、火災現場で行う基本操作が何も出来ない状態でした。

3 今後の開催方法について

アンケートで中止という意見が多数出ましたが、火災防ぎょ活動をする上で消防操法は必要不可欠なことから、次のように変更し実施します。

- ① 市内操法大会を 11 月に実施し、4 月、5 月に集中する負担を分散します。
- ② ポンプ車 5 (4) チーム・小型ポンプ 14 チームの 3 グループに分け、3 年周期出場の市内操法大会を実施します。(資料1)
- ③ 大会出場にあっては辞退も認めますが、職員による操法指導 2 回と水出し訓練は必ず受けることとします。
- ④ 優勝分団は、翌年度の東葛飾支部大会に野田市代表として出場します。
- ⑤ 令和 5 年度の東葛飾支部大会については、新型コロナウイルスの影響により各分団が操法訓練に取り組めていないため市内大会は行わず、出場希望分団による抽選で代表を決定し出場します。

4 添付資料

- ① 市内操法大会 3 年周期出場案
- ② 操法大会の様子 (写真)
- ③ 千葉県消防操法大会での主な成績

市内操法大会 3年周期出場案

※仮の分団名を記載してあります。

グループ1		グループ2		グループ3		年度	グループ
ポンプ車の部(例)							
1	中 央 1	中 央 2	中 央 3			R5	1
2	中 央 4	中 央 5	中 央 6			R6	2
3	中 央 7	中 央 9	中 央 10			R7	3
4	北 19-2	北 21	関 宿 25-1			R8	1
5	関 宿 28-1	関 宿 29-1				R9	2
小型ポンプの部(例)						R10	3
1	中 央 8-1	中 央 8-2	中 央 8-3			R11	1
2	中 央 8-4	中 央 11	中 央 12			R12	2
3	南 13-1	南 13-2	南 14-1			R13	3
4	南 14-2	南 15	南 16-1			R14	1
5	南 16-2	南 17-1	南 17-2			R15	2
6	南 18-1	南 18-2	北 19-1			R16	3
7	北 20-1	北 20-2	北 20-3			R17	1
8	北 22-1	北 22-2	北 22-3			R18	2
9	北 22-4	北 23-1	北 23-2			R19	3
10	北 24-1	北 24-2	関 宿 25-2			R20	1
11	関 宿 25-3	関 宿 26-1	関 宿 26-2			R21	2
12	関 宿 26-3	関 宿 27-1	関 宿 27-2			R22	3
13	関 宿 27-3	関 宿 28-2	関 宿 29-2			R23	1
14	関 宿 29-3	関 宿 30-1	関 宿 30-2			R24	2

- ・消防団は3年ごとに操法指導を必ず受けることとします。
- ・指導期間は7月から10月までの間で回数は2回とします。
- ・市内操法大会は11月に開催します。
- ・操法大会で優勝した分団は翌年の支部操法大会に出場します。

※上記分団名は仮に入れた例なので、各方面隊がグループ決めをします。

操法大会の様子



千葉県消防操法大会での主な成績

平成 8年	小型ポンプの部	23分団1部 (中里)	最優秀賞 (1位)
平成 9年	ポンプ車の部	21分団 (岩名)	優秀賞 (2位)
平成11年	ポンプ車の部	21分団 (岩名)	優良賞 (3位)
平成16年	ポンプ車の部	21分団 (岩名)	優秀賞 (2位)
平成20年	ポンプ車の部	21分団 (岩名)	優秀賞 (2位)
平成21年	小型ポンプの部	22分団2部 (船形中)	優良賞 (3位)
平成25年	ポンプ車の部	21分団 (岩名)	優良賞 (3位)
平成27年	ポンプ車の部	5分団 (中野台)	最優秀賞 (1位)

(5) 機能別消防団員等について

1. 機能別消防団員とは

機能別消防団員とは、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する消防団員です。時間帯を限定した活動や特定の災害種別のみ活動し、平日日中に勤務により出動できない消防団員を補完する役割を担っています。

機能別消防団員の多くは、消防団経験者で構成されています。

2. 野田市における検討状況について

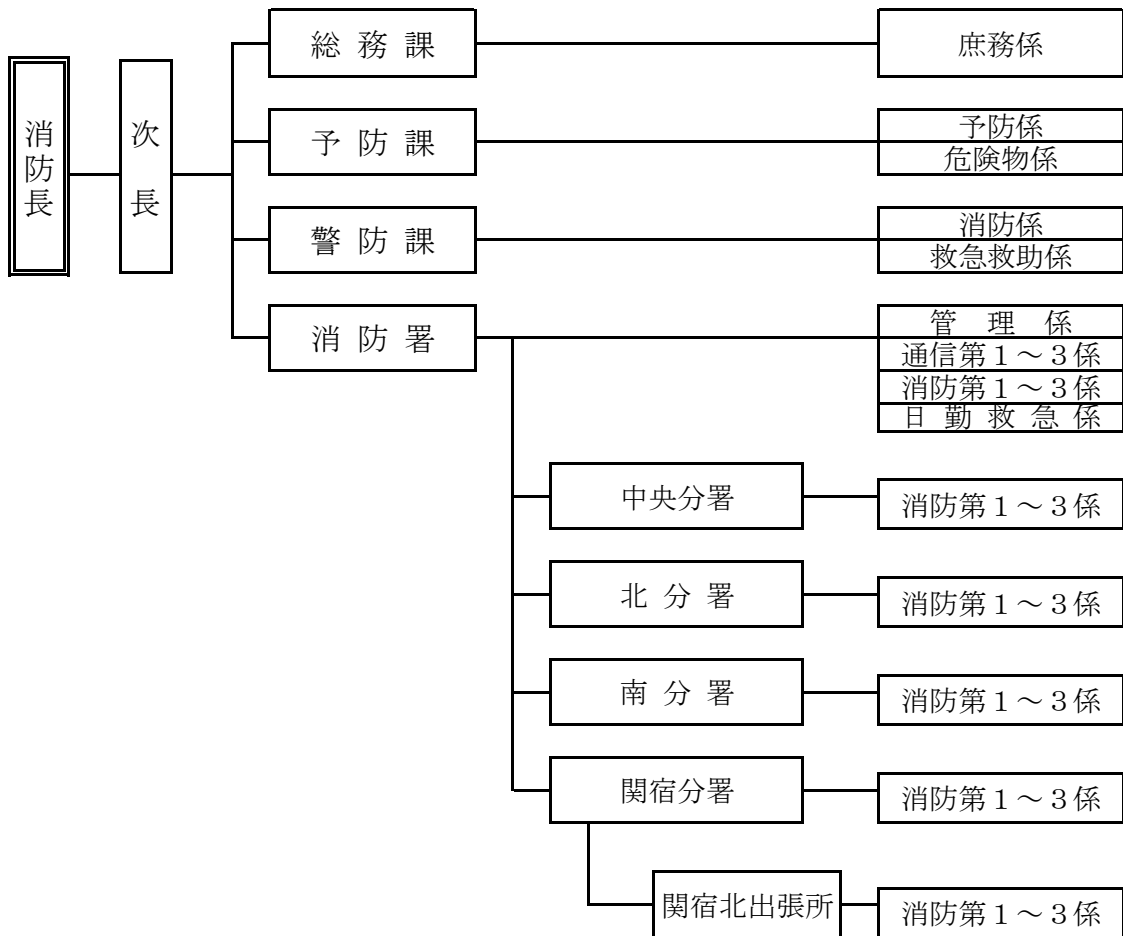
- ①機能別消防団員等の創設については、一部の団員より積極的に創設してほしいとの要望があり、全分団から率直な意見を伺うこととしました。
- ②意見結果については、創設に積極的な意見は少数となり、ほとんどの分団は消極的との結果となりました。
- ③消防団の幹部からも機能別消防団員の導入は難しいとの意見が出されました。
なお、平成29年6月の消防団幹部会議でも、機能別消防団員制度導入よりも基本団員の確保に重点を置くことを決定しています。
- ④東葛飾地区において機能別消防団員を導入している市はありません。

【結論】

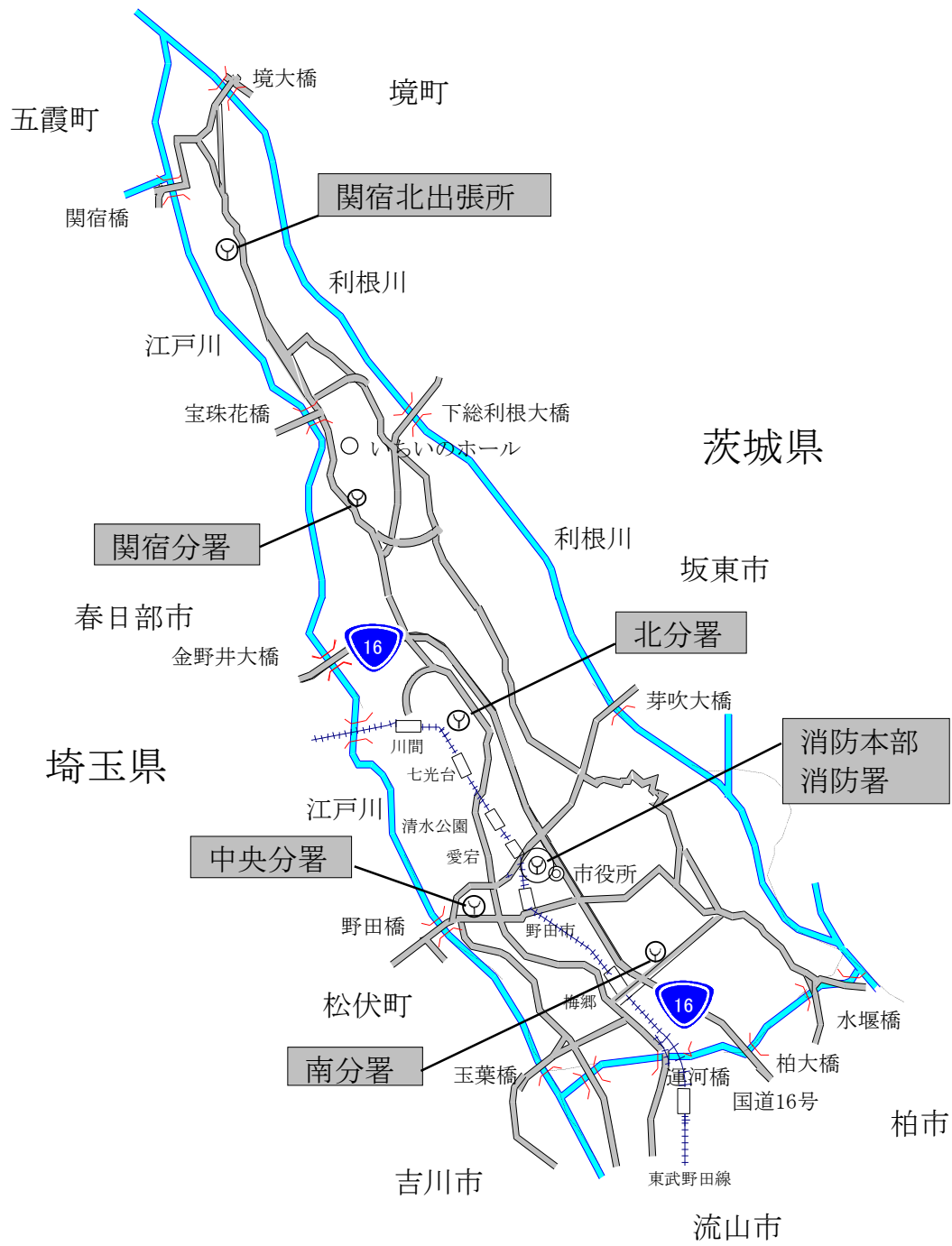
- ・上記状況を踏まえ、機能別消防団員等の創設は行わず、消防団の処遇改善を進め、引き続き、団員確保に努めていくこととします。

(6) 消防概況について(報告)

1 消防本部組織図



2 消防本部及び署所配置図



3 消防本部及び署所の施設概要

消防本部・消防署



所在地	野田市宮崎126-2
敷地面積	2,327.00m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上3階
延床面積	994.09m ²
竣工年月	昭和45年6月

中央分署



所在地	野田市中野台172
敷地面積	501.43m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階
延床面積	325.60m ²
竣工年月	昭和46年4月

北分署



所在地	野田市船形1550-2
敷地面積	1,178.17m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階
延床面積	453.00m ²
竣工年月	昭和56年3月

南分署



所在地	野田市二ツ塚139-91
敷地面積	1,358.52m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上1階
延床面積	351.68m ²
竣工年月	昭和60年3月

関宿分署



所在地	野田市東宝珠花435-1
敷地面積	3,616.11m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階
延床面積	1,276.00m ²
竣工年月	平成3年3月

関宿北出張所



所在地	野田市西高野451-4
敷地面積	600.00m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上1階
延床面積	244.37m ²
竣工年月	平成16年7月

4 消防職員数過去5年間の経緯

各年4月1日現在

	算定 人数	充足率 (%)	実数			
			計	男	女	その他
平成30年	249	71.5	178	172	2	4
平成31年 令和元年	249	70.6	176	171	3	2
令和2年	249	72.6	181	176	3	2
令和3年	251	74.5	187	182	3	2
令和4年	251	75.6	190	184	4	2

※ 算定人数は、消防力の整備指針に基づいた、現有車両台数に対する必要人数である。
その他人数は、再任用職員

5 災害件数過去5年間の経緯

火 災

	合計	建物	林野	車両	その他	建物焼損 床面積㎡
平成30年	41	27	1	2	11	1,254
平成31年 令和元年	47	25	3	4	15	1,375
令和2年	37	20	0	3	14	9,216
令和3年	28	16	0	2	10	1,186
令和4年	44	25	1	4	14	調査中

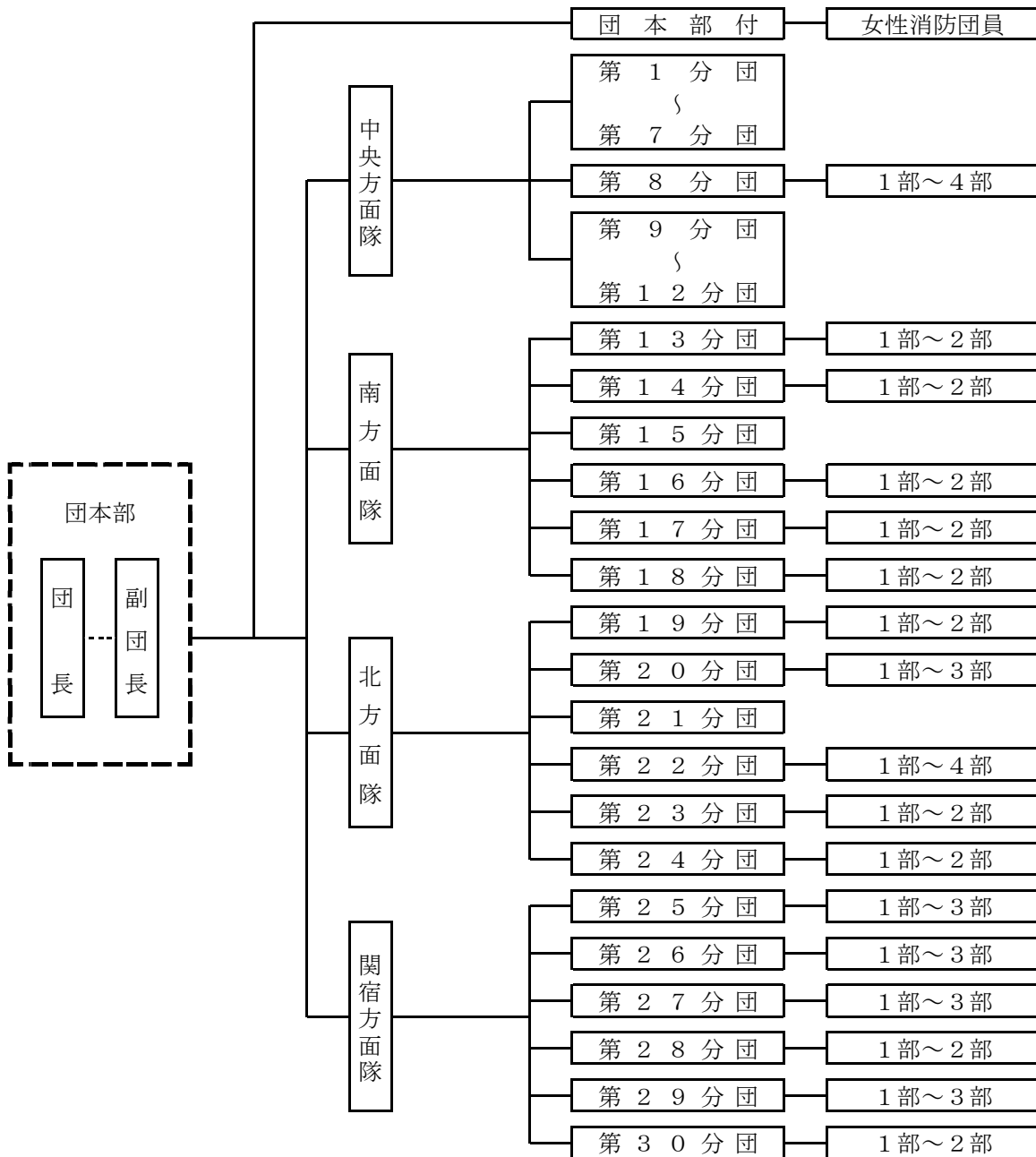
救 急

	合計	急病	交通 事故	一般 負傷	労働 災害	自損 事故	運動 競技	火災 事故	加害	水難 事故	自然 災害
平成30年	7,673	5,073	619	1,021	117	69	36	28	51	4	1
平成31年 令和元年	7,998	5,356	585	1,145	100	69	33	31	43	4	2
令和2年	7,140	4,906	432	1,026	76	57	10	34	42	7	1
令和3年	7,859	5,379	482	1,066	92	80	26	40	30	6	0
令和4年	9,405	6,572	533	1,328	94	61	27	55	59	2	1

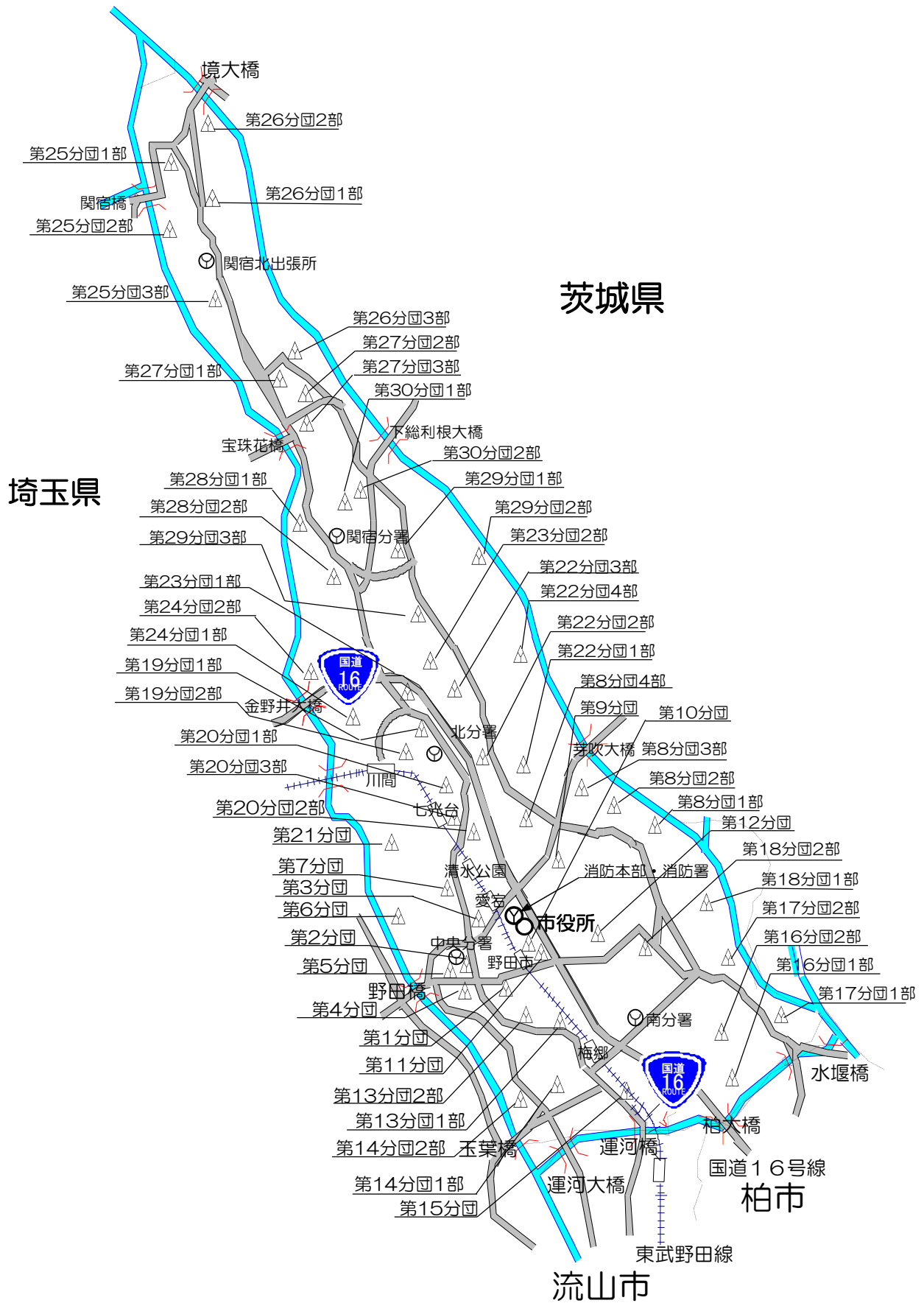
救 助

	合計	火災 事故	交通 事故	水難 事故	自然 災害	器械 事故	建物 事故	ガス 酸欠	爆発 事故	その他
平成30年	105	0	32	4	1	1	21	0	0	46
平成31年 令和元年	105	0	27	2	1	3	30	0	0	42
令和2年	97	0	14	3	0	3	27	2	0	48
令和3年	98	1	22	2	0	3	34	1	0	35
令和4年	125	0	30	2	1	2	38	3	0	49

6 消防団組織図



7 消防団詰所配置図



8 消防団員数過去5年間の経緯

各年4月1日現在

		定数 (令和2年まで)	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	新定数	令和3年	令和4年
団本部		26	15	11	13	19	15	17
中央	中央方面隊	5	5	5	5	5	5	5
	第1分団	15	14	14	14	15	14	14
	第2分団	15	13	10	10	12	10	12
	第3分団	15	11	12	12	13	10	9
	第4分団	15	9	12	12	13	12	13
	第5分団	15	7	13	13	14	13	12
	第6分団	15	10	10	10	12	9	9
	第7分団	15	10	9	8	12	7	9
	第8分団1部	15	12	9	10	11	10	10
	第8分団2部	14	13	13	12	13	12	10
	第8分団3部	14	8	8	8	10	8	7
	第8分団4部	14	12	10	11	12	9	8
	第9分団	15	13	12	11	12	9	8
第10分団	15	15	14	10	12	12	12	
第11分団	15	13	12	10	12	5	7	
第12分団	15	15	14	13	14	13	12	
南	南方面隊	5	5	5	5	5	5	5
	第13分団1部	15	7	8	8	10	8	7
	第13分団2部	14	8	8	6	10	7	7
	第14分団1部	15	14	13	13	14	13	12
	第14分団2部	14	4	3	3	10	4	5
	第15分団	15	15	15	15	15	14	14
	第16分団1部	15	13	13	11	12	11	11
	第16分団2部	14	11	13	12	13	12	12
	第17分団1部	15	14	14	14	15	14	14
	第17分団2部	14	14	12	9	10	9	9
第18分団1部	15	14	14	12	13	12	11	
第18分団2部	14	9	7	7	10	7	7	
北	北方面隊	5	5	5	5	5	5	4
	第19分団1部	15	13	14	13	14	13	13
	第19分団2部	14	11	11	11	12	11	9
	第20分団1部	15	10	10	10	11	11	11
	第20分団2部	14	12	13	13	14	12	11
	第20分団3部	14	9	6	6	10	6	6
	第21分団	15	13	12	13	14	12	12
	第22分団1部	15	13	13	13	14	12	12
	第22分団2部	14	12	13	12	13	12	9
	第22分団3部	14	13	11	11	12	11	11
	第22分団4部	14	11	11	9	10	9	9
	第23分団1部	15	12	13	14	15	13	11
	第23分団2部	14	12	12	12	13	11	10
	第24分団1部	15	14	13	13	14	13	12
第24分団2部	14	14	13	13	14	12	12	
関宿	関宿方面隊	5	5	5	5	5	5	5
	第25分団1部	15	13	14	13	14	14	14
	第25分団2部	14	9	10	10	11	10	10
	第25分団3部	14	13	13	12	13	12	12
	第26分団1部	15	12	10	9	10	9	8
	第26分団2部	14	10	8	9	10	8	6
	第26分団3部	14	13	9	9	10	10	10
	第27分団1部	15	14	11	11	12	12	12
	第27分団2部	14	15	15	15	15	15	11
	第27分団3部	14	14	11	8	10	7	7
	第28分団1部	15	10	10	10	12	10	9
	第28分団2部	14	8	7	4	10	4	4
	第29分団1部	15	12	12	12	13	12	11
	第29分団2部	14	7	7	7	10	9	8
	第29分団3部	14	8	11	10	11	11	11
第30分団1部	15	10	9	8	10	7	9	
第30分団2部	14	14	10	10	11	10	10	
合計	860	684	655	627	720	617	597	
充足率(%)	100	79.5	76.1	72.9	100	85.7	82.9	

9 消防団年間行事(令和4年度)

実施予定月	行 事 内 容
4月	消防団機関運用訓練
5月	野田市水防演習
	利根川水系連合水防演習会(担当方面隊幹部)
	野田市消防団消防操法大会 ※中止
6月	千葉県消防協会東葛飾支部消防操法大会
7月	千葉県消防操法大会
8月	消防団幹部会議
9月	消防団救命講習会(各分団1名程度) ※中止
	都市型水害対応訓練
10月	全国消防操法大会
	野田市総合防災訓練
11月	消防救急フェア2022 ※中止
	消防団長特別点検
	新入団員研修会
	消防殉職者慰霊祭
12月	消防団員健康診断
1月	野田市消防出初式
2月	消防団幹部会議(幹部)
	献血
3月	春の火災予防運動 火災予防キャンペーン
	千葉県消防大会(表彰受賞者)

日勤救急隊の運用開始について

ページ番号 1030358

更新日 令和3年2月18日

救急体制の充実強化へ 日勤救急隊始動



新たに運用開始した日勤救急隊

消防本部では、高齢化等により増加傾向にある救急需要に対応し市民サービスの更なる充実を図るため、消防署に日勤救急隊（隊員3名）を配備し、2月1日から運用を開始しました。

日勤救急隊は、救急需要が集中する平日8時30分から17時15分までの日中の時間帯に出場し、既存の救急隊（24時間運用）と合わせて2隊体制とすることで、現場到着時間の短縮など救急体制の充実強化を図ります。日勤救急隊には、通常の救急隊と同様に高度な処置を行える救急救命士2名が乗車し救急事案に対応しております。

また、日勤救急隊を配備することにより、育児や介護などで24時間勤務が困難な職員であっても救急隊として勤務できるようになります。救急需要が増加する中、救急隊の資格を持つ職員の効率的な運用が可能となると同時に、職員の多様な働き方を実現することにも繋がるものと考えております。

日勤救急隊長から市民のみなさまへ

日勤救急隊は、平日の日中のみ出動する、全国的にもまだ事例の少ない新しい取り組みです。日勤救急隊の運用開始により、救急需要の多い時間帯の出動体制が強化され、救急車の現場到着時間の短縮など市民サービスの向上が図られます。また、職員の働き方の選択肢が広がることにも繋がり、これから入庁する若い世代にとっても大きな魅力になると思います。

市民のみなさまの期待に応えられるよう、日勤救急隊3名が一丸となって責務を果たして参ります。野田市消防本部に新たに誕生した日勤救急隊をよろしく申し上げます。

消防団員確保の取り組み

【消防本部】

1. ポスターの掲示

各署所、消防団器具置場、各公民館、支所、出張所、梅郷駅、七光台駅、清水公園駅の自由通路にポスターを掲示しています。

2. 市報への掲載

毎年、1月15日号に消防団募集記事を掲載しています。

3. 市ホームページへの掲載

- ① 消防団員を募集しています。
ページ番号 1008460 更新日 R3/12/28
- ② 消防音楽隊に消防団員が入隊しました。
ページ番号 1034189 更新日 R4/2/9
- ③ 地域を守る消防団
ページ番号 1028758 更新日 R2/10/28

4. イベントでの広報活動

- ① 自治会対象の消防訓練に各署所へ出向し指導する際、消防団員募集のチラシを配布しています。
- ② 火災予防運動、消防救急フェアや総合防災訓練等、消防行事の際、総務省消防庁から配布されたPR動画をモニターで流すと共にチラシを配布し、広報・勧誘を実施しています。

5. 市職員への消防団員募集活動

毎年、新規採用の野田市職員研修において、消防団の役割や活動内容を説明し、消防団員の職員から体験談等を話し、団員を募集しています。

6. 成人式での募集活動

毎年、消防団員募集チラシ及び消防団員募集パンフレットを配布しています。（令和5年は約1,500枚を配布）

7. P R 動画の配信

消防団活動の P R のため、各種訓練や行事等の様子を野田市公式動画チャンネルに配信しています。

[令和 4 年度（新着順 令和 2 年 2 月 1 日現在）]

① 消防出初式	3 月に掲載予定
② 消防団長特別点検	2 月に掲載予定
③ 都市型水害対応訓練	閲覧回数 149 回
④ 野田市水防演習	閲覧回数 221 回

[令和 3 年度]

① 消防団長特別点検（水防工法訓練）	閲覧回数 323 回
② 野田市消防団員募集 2 0 2 2	閲覧回数 826 回
③ 都市型水害対応訓練	閲覧回数 404 回
④ 水防対策救出救護訓練	閲覧回数 341 回
⑤ 野田市消防団員募集	閲覧回数 394 回
⑥ 消防団資機材取扱訓練	閲覧回数 732 回

[令和 2 年度]

① 消防団資機材取扱訓練	閲覧回数 847 回
--------------	------------

[令和元年度]

① 消防出初式	閲覧回数 1350 回
---------	-------------

8. 消防団関係の要綱制定

① 野田市消防団協力事業所表示制度

平成 27 年 9 月 1 日に施行し、令和 5 年 1 月現在 27 事業者が登録されています。

② 野田市学生消防団活動認証制度

令和 4 年 4 月 1 日に施行し、これまでに大学生 1 名を認証しています。

【消防団】

1. 分団独自の勧誘チラシの作成及び戸別訪問の実施

分団独自の勧誘チラシ等を作成し、後援会や自治会等と連携しながら戸別訪問を実施しています。

2. 野田市消防音楽隊に入隊

野田市消防音楽隊に入隊し、各種行事で演奏を行いながら消防団員を募集しています。

令和5年2月1日現在、消防音楽隊に所属している消防団員は4名です。
(男性1名、女性3名)

3. 分団だよりの作成、配布

分団だよりを作成し、団員の勤務する店舗に掲示したり、小中学校に配布しています。

4. 知人・同僚への声かけの実施

知人や同僚に、消防団勧誘の声かけを行っています。

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定により、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(平18条例36・一部改正)

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 本市に次のとおり消防団を設置する。

名称	区域
野田市消防団	野田市全域

(定員)

第3条 消防団員(以下「団員」という。)の定数は、720人とする。

(令3条例9・一部改正)

(任命)

第4条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、その他の団員は、団長が次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て任命する。

- (1) 市内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(平18条例36・平27条例42・一部改正)

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第8条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(平18条例36・平27条例42・令元条例12・一部改正)

(分限等)

第6条 市長又は団長(以下「任命権者」という。)は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、団員がその職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 第4条第1号に該当しなくなったとき。
- (2) 前条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(平18条例36・平27条例42・一部改正)

(退職)

第7条 団員は、退職しようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(平18条例36・一部改正)

(服務規律)

第9条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

(居住地等を離れる場合)

第10条 団員は、10日以上居住地又は市内の勤務地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地又は市内の勤務地を離れることはできない。

(平27条例42・一部改正)

(秘密保持)

第11条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(多数集合等)

第12条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

(報酬)

第13条 団員には、別表第1に定める報酬を支給する。ただし、兼務の場合においては、上位の職に係る報酬を支給する。

2 団員のうち機関員については、別表第1に定める機関員加算額をその団員の報酬に加算する。

3 報酬の支給方法については、前2項に定めるもののほか、野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和63年野田市条例第3号。以下「特別職報酬費用弁償条例」という。)の定めるところによる。

(平18条例36・一部改正)

(費用弁償)

第14条 団員が、水火災、訓練、警戒等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める費用弁償を支給する。

2 前項に定めるもののほか、団員が公務のため市外へ出張したときは、別表第3に定める費用弁償を支給する。

3 前項に定めるもののほか、旅費の路程の計算、支給手続、調整その他の支給方法は、特別職報酬費用弁償条例の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。

(他の条例の廃止)

2 野田市消防団条例(昭和25年野田市条例第8号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月31日野田市条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法(以下「旧法」という。)の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法(以下「新法」という。)の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。

4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関するこの条例の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月31日野田市条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年5月27日野田市条例第43号)

この条例は、平成15年6月6日から施行する。

附 則(平成16年9月30日野田市条例第21号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日野田市条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日野田市条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月24日野田市条例第42号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日野田市条例第12号)

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年3月24日野田市条例第9号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第13条第1項、第2項)

(平26条例5・一部改正)

区分	報酬額
団長	年額 110,000円
副団長	年額 88,000円
救護本部長	年額 88,000円
方面隊長	年額 78,000円
本部部長	年額 52,500円
方面副隊長	年額 52,500円
方面分団長	年額 50,500円
分団長	年額 50,500円
副分団長	年額 45,500円
部長	年額 40,000円
班長	年額 37,000円
団員	年額 36,500円
機関員加算	年額 2,300円

別表第2(第14条第1項)
(平26条例5・一部改正)

区分	支給要件	費用弁償
災害出動	水火災又は災害の予防、鎮圧若しくは軽減に従事した者	1回につき 2,270円
訓練出動	各種消防訓練に従事した者	1回につき 2,270円
警戒出動	水火災又は災害の警戒に従事した者	1回につき 2,270円

別表第3(第14条第2項)

区分	費用弁償
団長 副団長 救護本部長	市長に支給すべき旅費に相当する額
方面隊長 本部部長 方面副隊長 方面分団長 分団長 副分団長 部長 班長 団員	3級の職務にある一般職の職員に支給すべき旅費に相当する額

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項及び第23条第2項の規定により、消防団の組織及び消防団員の階級等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平18規則57・一部改正)

(組織)

第2条 消防団は、消防団本部、方面隊、分団及び部をもって組織する。

2 前項の消防団本部の位置は、次のとおりとする。

野田市宮崎126番地の2

3 第1項の方面隊の構成、分団及び部の名称並びに分担区域は、別表第1のとおりとする。

(平18規則41・一部改正)

(階級)

第3条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(役員)

第4条 消防団に別表第2の左欄に掲げる役員を置き、それぞれ右欄に掲げる階級の消防団員をもって充てる。

2 前項に定める役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平18規則41・一部改正)

(職制)

第5条 消防団本部に消防団長、副団長、救護本部長、本部部長及び団員を置く。

2 方面隊に方面隊長、方面副隊長及び方面分団長を、分団に分団長及び副分団長を、部に部長、班長及び団員を置く。

(平20規則16・一部改正)

(職務の内容)

第6条 消防団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。

2 副団長は、消防団長を補佐し、消防団長に事故あるとき又は消防団長が欠けたときは、消防団長があらかじめ定める順序により消防団長の職務を代理する。

3 救護本部長は、応急救護の指導育成及び水火災等の災害現場における応急手当を実施する。

4 方面隊長は、方面隊の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

5 本部部長は、副団長を補佐し、消防団本部事務を処理する。

6 方面副隊長は、方面隊長を補佐し、方面隊長に事故あるとき又は方面隊長が欠けたときは、方面隊長の職務を代理する。

7 方面分団長は、上司の命を受け方面隊の分担事務を処理する。

8 分団長は、上司の命を受け分団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

9 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故あるとき又は分団長が欠けたときは、分団長の職務を代理する。

10 部長、班長及び団員は、上司の命を受け分団の分担事務を処理する。

11 団員のうち機関員は、主に機械器具を取り扱う。

(平18規則41・令4規則71・一部改正)

(消防団本部の事務)

第7条 消防団本部の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消防団員の身分に関すること。

(2) 報告、通報及び連絡に関すること。

(3) 教育及び訓練に関すること。

(4) 消防団の諸計画に関すること。

(5) 消防団の運営に関すること。

(6) 消防団員の表彰に関すること。

(平18規則41・一部改正)

(宣誓書)

第8条 消防団員は、その任命後宣誓書(別記様式)を任命権者に提出しなければならない。

(令4規則6・一部改正)

(消防車の出動)

第9条 消防車が火災現場に向かう場合は、交通法規に定める制限速度を順守するとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。

2 消防車が引き揚げる場合の鎮火信号は、鐘又は警笛を用いるものとする。

(平18規則41・一部改正)

(市外への出動禁止)

第10条 消防団は、本市の区域を越えて(消防相互応援協定が締結されている地域を除く。)水火災その他の災害現場へ出動してはならない。ただし、出動の際は本市の区域内であると認められたにもかかわらず災害現場に近くに従って本市の区域外であることが判明したとき又は消防長若しくは消防署長の命があるときは、この限りでない。

(平28規則82・一部改正)

(水火災の防御及び鎮圧)

第11条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を有効に活用して生命、身体及び財産の保護に当たり、損害を最小限度に止めるよう水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

(平18規則41・一部改正)

(現場保存)

第12条 火災現場にあるすべての消防団員は、火災現場の保存に努めなければならない。

2 消防団員は、水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、消防長に報告するとともに、警察職員が到着するまでその災害現場を保存しなければならない。

(施設等)

第13条 消防団に必要な施設、機械器具及び資材は、市長がこれを定め、消防団長、分団長及び部長が管理する。

2 消防団員は、配置された機械器具及び資材を毎月1回以上点検し、常にこれを整備しておかなければならない。

(平18規則41・一部改正)

(文書簿冊)

第14条 消防団には、次に掲げる文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 沿革史
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 報酬等受払簿
- (8) 給与品貸与品台帳
- (9) 諸令達簿
- (10) 消防法規例規綴

(平18規則41・一部改正)

(教養訓練)

第15条 消防団長は、消防団員の資質の向上及び技能の養成に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

(表彰)

第16条 市長は、消防団又は消防団員がその任務の遂行に当たって功労が特に顕著であると認める場合は、これを表彰することができる。

2 前項の規定にかかわらず、消防団員の表彰については、消防団長が行うことができる。

3 前2項の表彰は、表彰状を授与して行う。

(感謝状)

第17条 市長は、消防団員として永年団務に精励し退職した者に対して、別に定める基準により、感謝状を贈呈することができる。

2 市長は、次に掲げる事項について功労があると認める者又は団体に対して、感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 水火災現場における人命救助
- (3) 火災その他の災害時における警戒、防御及び救助に関する消防団活動への協力
- (4) 消防施設の強化拡充についての協力

(平18規則41・一部改正)

(補則)

第18条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平18規則41・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。

(他の規則の廃止)

2 野田市消防団条例施行規則(昭和25年野田市規則第12号)は、廃止する。

附 則(平成14年10月11日野田市規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月4日野田市規則第90号)

この規則は、平成15年6月6日から施行する。

附 則(平成18年8月31日野田市規則第41号)

この規則は、平成18年9月2日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(「堤台」の次に「、桜の里一丁目、桜の里二丁目、桜の里三丁目」を加える部分及び「、座生」を削る部分に限る。)は、桜の里一丁目、桜の里二丁目及び桜の里三丁目に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による告示の効力を生ずる日から施行する。

(効力を生ずる日=平成18年9月30日)

附 則(平成18年9月29日野田市規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日野田市規則第16号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月7日野田市規則第33号)

この規則は、つつみ野一丁目及びつつみ野二丁目に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による告示の効力を生ずる日から施行する。ただし、別表第1中央方面隊の項第6分団の目中「堤台」の次に「、座生」を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年11月27日野田市規則第48号)

この規則は、泉一丁目、泉二丁目及び泉三丁目に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による告示の効力を生ずる日から施行する。

附 則(平成22年12月22日野田市規則第37号)

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成24年10月23日野田市規則第45号)

この規則は、光葉町一丁目、光葉町二丁目及び光葉町三丁目に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による告示の効力を生ずる日から施行する。

附 則(平成28年3月31日野田市規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月28日野田市規則第82号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年2月17日野田市規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月28日野田市規則第71号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の野田市消防団規則第6条第11項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別表第1(第2条第3項)

(平18規則41・平20規則16・平21規則33・平21規則48・平22規則37・平24規則45・平28規則61・平28規則82・一部改正)

構成	分団名	部名	分担区域	
中央方面隊	第1分団		野田のうち下町、上花輪のうち太子堂	
	第2分団		野田のうち中町	
	第3分団		野田のうち上町	
	第4分団		上花輪(太子堂を除く。)、上花輪新町	
	第5分団		中野台、中野台鹿島町	
	第6分団		堤台、座生、桜の里一丁目、桜の里二丁目、桜の里三丁目、つつみ野一丁目、つつみ野二丁目	
	第7分団		清水、清水公園東一丁目、清水公園東二丁目	
	第8分団	1部		目吹のうち1区及び2区
		2部		目吹のうち3区
		3部		目吹のうち4区及び6区
		4部		目吹のうち5区
第9分団		鶴奉、柳沢、金杉		
第10分団		宮崎、横内		
第11分団		中根		

	第12分団		大殿井
南方面隊	第13分団	1部	山崎のうち大和田、堤根の一部
		2部	桜台、花井、堤根の一部、花井一丁目、桜木
	第14分団	1部	山崎のうち宿、里及び中地、みずき一丁目、みずき二丁目の一部
		2部	今上
	第15分団		山崎のうち東新田、西新田、島及び大崎、山崎貝塚町、山崎梅の台、みずき二丁目の一部、みずき三丁目、みずき四丁目、山崎新町
	第16分団	1部	上三ケ尾、下三ケ尾
		2部	西三ケ尾、二ツ塚
	第17分団	1部	瀬戸、三ツ堀(保木間及び灰毛を除く。)
2部		瀬戸、三ツ堀のうち保木間及び灰毛	
第18分団	1部	木野崎のうち本郷及び下町	
	2部	木野崎のうち鹿野、新町及び高根	
北方面隊	第19分団	1部	谷津の一部、吉春の一部、谷吉
		2部	七光台、日の出町
	第20分団	1部	蕃昌、泉三丁目
		2部	吉春の一部
		3部	谷津の一部、光葉町一丁目
	第21分団		岩名、五木、五木新田、岩名一丁目、岩名二丁目、春日町、五木新町、光葉町二丁目、光葉町三丁目
	第22分団	1部	船形のうち下、蕙打、泉二丁目
		2部	船形のうち中、泉一丁目
		3部	船形のうち上
		4部	小山
	第23分団	1部	中里(阿部を除く。)
		2部	中里のうち阿部
第24分団	1部	尾崎、尾崎台	
	2部	東金野井	
関宿方面隊	第25分団	1部	関宿台町のうち上町及び中下町、関宿町
		2部	関宿江戸町の一部、関宿元町、関宿内町、はやまの一部
		3部	新田戸の一部、西高野、東高野、関宿江戸町飛地、関宿元町飛地、はやまの一部、平成の一部
	第26分団	1部	関宿台町のうち西町及び下納谷
		2部	関宿台町のうち上谷中、下谷中及び納谷、関宿三軒家、関宿江戸町の一部、平成の一部
		3部	桐ケ作、平成の一部、新田戸の一部
	第27分団	1部	中戸、柏寺、中戸谷津
		2部	古布内、なみき三丁目の一部
		3部	親野井、次木、なみき一丁目、なみき二丁目、なみき三丁目の一部、なみき四丁目
	第28分団	1部	東宝珠花、平井
		2部	木間ケ瀬のうち新宿、岡田、丸井、岡田新田
	第29分団	1部	木間ケ瀬のうち小作、松ノ木及び砂南
		2部	木間ケ瀬のうち内野堤根、出州、ノ切及び上納谷、木間ケ瀬新田
		3部	木間ケ瀬のうち志部前堀、下根及び大山
第30分団	1部	木間ケ瀬のうち前村、飯塚、武者土及び高倉	
	2部	木間ケ瀬のうち向ノ内、鴻ノ巣及び羽貫	

(平18規則41・一部改正)

役員	階級
消防団長	団長
副団長	副団長
救護本部長	副団長
方面隊長	副団長
本部部長	分団長
方面副隊長	分団長
方面分団長	分団長
分団長	分団長
副分団長	副分団長
部長	部長
班長	班長

別記様式(第8条)

(平18規則41・令4規則6・一部改正)

別記様式(第8条)

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平及び偏見を避け、何人も恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを固く誓います。

年 月 日

野田市消防団
氏名